

## 情報処理の促進に関する法律第 47 条第 1 項第 13 号及び第 15 号に係る出資等業務基準

令和 7 年 9 月 2 日認可 2025 情経企第 199 号

情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）（以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、選定事業者（法第 63 条第 2 項第 7 号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）が選定実施計画（法第 67 条第 1 項第 1 号に規定する選定実施計画をいう。）に従って特定取組（法第 63 条第 1 項に規定する特定取組をいう。）を実施する際に、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が法第 47 条第 1 項第 13 号に規定する必要な資金の出資、施設又は設備の現物出資及び同項第 15 号に規定する債務の保証（以下「出資等業務」という。）を行うに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

### （1）選定事業者に係る業務全般に関する事項

#### （ア）基本的な方針

機構は、出資等業務を行うに当たっては、次の①から⑥までに掲げるいずれの事項も満たすものとする。

- ① 公的資金等の活用であることに鑑み、政策目的に沿って効率的に運用すること。
- ② 出資等業務に必要な組織体制を構築し、出資等に関する業務を担当する者が、業務に求められる知見・知識を有すること。
- ③ 出資等業務に係るリスクを継続的に把握・評価し、適切なリスク管理を行うこと。
- ④ 対象事業について、進捗状況を適切にモニタリングするとともに、出資等業務の継続の必要性を都度検証すること。
- ⑤ 不測な事態が発生した場合等において、対象事業に対して適切なガバナンスを発揮すること。
- ⑥ 対象事業に出資等業務を行う際の内容及び対象事業の進捗状況等については、国に対し、適時適切に説明を行うこと。

#### （イ）経済産業大臣に対する協議

機構は、選定事業者に係る業務のうち、次に掲げるものを行うに当たっては、その都度経済産業大臣と協議を行い、同意を得ること。

- ① 法第 47 条第 1 項第 13 号に規定する業務及びこれらに附帯する業務（以下「出資業務」という。）であって、次に掲げるもの。
  - i) 選定事業者に対する出資の決定
  - ii) 出資業務のために取得した株式に係る議決権等の株主としての権利の行使
  - iii) 出資業務のために取得した株式の処分
  - iv) その他経済産業大臣が協議が必要と判断するもの
- ② 法第 47 条第 1 項第 15 号に規定する業務及びこれらに附帯する業務（以下「債務保証業務」という。）であって、次に掲げるもの。

- i) 選定事業者に係る債務保証の決定
- ii) (3) ②に基づき定める規定の作成又は変更
- iii) その他経済産業大臣が協議が必要と判断するもの

(2) 選定事業者に対する出資業務に関する事項（情促法第 47 条第 1 項第 13 号）

機構は、出資業務を行うときは、次の①及び②のいずれの事項にも従うものとする。

- ① 機構は、出資業務のために取得した株式に係る議決権等の株主としての権利の行使については、選定事業者の経営判断を尊重することを基本とした上で、我が国において次世代半導体の設計・製造基盤を確立する等の政策目的を踏まえ、適切に行うこと。
- ② 機構は、出資業務のために取得した株式の処分については、株式市場の状況や事業者の財務・経営状況等を踏まえながら、適切な時期に適切な方法により行うこと。

(3) 選定事業者に係る債務保証業務に関する事項（情促法第 47 条第 1 項第 15 号）

機構は、債務保証業務を行うときは、次の①及び②のいずれの事項にも従うものとする。

- ① 機構は、債務保証業務を行うときは、必要性やリスク等を総合的に勘案し、その適正性を判断すること。
- ② 機構は、保証履行によるリスク及び債務保証に係る事務経費等を勘案して、次に掲げる事項を別に定めるものとする。
  - i) 債務の保証割合
  - ii) 債務保証の保証料率
  - iii) 債務保証の保証限度
  - iv) その他必要な事項

附 則

この業務基準は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。